

# 国立研究開発法人科学技術振興機構

## データポリシー

令和5年12月20日 施行

国立研究開発法人科学技術振興機構

### 1. 目的

本研究データポリシー（以下、本ポリシー）は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST）が行った研究活動を通して取得・作成した研究データ（以下、研究データ）について、JSTが適切な管理を行いつつ、広く有効な利活用を図るよう、積極的な措置を講ずることで、国内外のオープンサイエンスの潮流に対応し、オープンサイエンスを推進するためその基本方針を定めるものである。

### 2. 研究データの定義

本ポリシーにおいて「研究データ」とは、JSTに勤務する者（直雇用者、JST以外の機関からの出向者、派遣職員、委嘱によりJST業務を行う者を言う。ただし、直雇用者のうち大学や関係機関に出向している者を除く。以下、JST勤務者）がJSTの業務として自ら行った様々な研究活動により取得・作成されたデータのうち、研究成果として管理対象とするものを指しており、JSTとの委託研究契約やその他JSTが研究資金を配分し実施する研究プロジェクト等によって創出されたデータは対象としない。

研究データは、研究の過程、あるいは研究の結果として収集・生成される情報であり、観測データや実験データ、シミュレーションを行った結果得られたデータなどを含む。

### 3. 研究データの取り扱い

研究活動に責任を負うJST勤務者は、データマネジメントプラン（以下、「DMP」と呼ぶ。）に基づき、研究データを適切に保存・管理するものとする。研究データのうち研究成果論文のエビデンスとなる研究データは原則として公開する。同時に、それ以外の研究データについても公開することを期待する。ただし、研究データの中には公開にあたり特別な配慮を要するものがあることを認識し、公開の対象外とするなど適切な対応を求める。また、研究データには内閣府・統合イノベーション戦略推進会議が定めるメタデータを付与するものとする。

#### (1) DMP作成にかかる事項

DMPとは、JST勤務者が自身で実施する研究プロジェクトにおいて研究成果として生じる研究データの取扱いを定めるものであり、具体的には、当該研究データの保存・管理、公開・非公開、公開範囲等に関する方針や計画について記載したものを指す。

DMP は、JST 勤務者が、研究を開始する時期までに作成する。

DMP に明記すべき必須項目は、「管理対象となる研究データの保存・管理方針」「研究データの公開・非公開に係る方針」「公開可能な研究データの提供方法・体制」「公開研究データの想定利用用途」「公開研究データの利活用促進に向けた取組み」とする。

(2) 研究データへのメタデータおよび DOI の付与

研究データにメタデータ（ここでは、研究データを説明するための情報から構成されるデータをいう。）を付与するものとする。

メタデータには必ず永続的な識別子 DOI(Digital Object Identifier)を含めるものとし、その他の項目については内閣府・統合イノベーション戦略推進会議が定める「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」に準じる。

さらに、必要に応じてメタデータ項目を追加する場合がある。

なお、付与したメタデータは、対応する研究データと併せて保存・管理・公開等の取り扱いを行う。

(3) 研究データの保存・管理にかかる事項

研究データの保存・管理は、研究活動終了後の継続的なデータ保存等の可能性を考慮しつつ、品質確保、個人情報、情報セキュリティ等に留意した上で DMP に従い行う。

また、研究データの保存・管理は、JST の提供するリポジトリ又は各 DMP で指定するリポジトリ等で行うものとする。なお、必要なセキュリティ機能を備え、かつデータの特性に応じたリポジトリ等を選択する。

(4) 研究データの公開に係る事項

(公開の定義)

本ポリシーにおける「公開」とは、研究データをインターネット上で公表し、アクセスできるようにする等、利用者を制限することなく開放することを意味する。ただし、研究データの中には、その公開にあたり特別の配慮を要するものも含まれており、こうした研究データについては公開の対象外となる。

なお、研究データの利活用の観点から、一般的に研究データの取扱い方法には、以下の段階や取扱いがあるとされている。本ポリシーにおける公開とは③を指すものとする。

- ① 非公開
- ② 研究グループ等での構成員限りでの共有/限定されたものへの公開
- ③ 一般公開

各分野における研究の特性や状況、研究の発展、社会・経済への貢献等を踏まえ、このような公開対象外の取扱い方法も含め、DMP 上で具体的に定める。

(公開の対象外とする研究データ)

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会では、公開の対象外には以下のものがあるとしている。

- 非公開とするデータの例
  - ・機密保持、企業秘密、国益及び国家安全保障に関わるデータ
  - ・研究成果の商用化・産業化を目的として収集されたデータ
  - ・民間企業が保有するデータ
  - ・共同研究契約等で研究成果の公開に制限があるデータ
- 公開を制限すべきデータの例
  - ・個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ
  - ・財産的価値の観点から保護が必要なデータ

なお、公的資金と民間資金との共同研究により得られた研究データや、民間企業も参画する公的研究拠点における研究により得られた研究データの取扱いは、関係者の合意を尊重する。

(公開の方法)

研究データの公開は、JST の提供するリポジトリ又は各 DMP で指定するリポジトリ等において行う。

また、公開にあたっては FAIR 原則に可能な限り沿うものとする。

(公開までの猶予期間)

研究データの公開にあたっては、必要に応じ公開までの猶予期間を設けるなど必要な配慮を行う。具体的な猶予期間の設定は、JST の判断による。

(公開の期限)

保管・管理する合理的な期間を経過するなどした研究データについては、JST の判断により、公開の打ち切りや廃棄を行う場合がある。

(5) 研究データ帰属・利用ルールの表示

JST が単独で取得・作成した研究データの知的財産権は、別に定める場合を除き、JST に帰属する。研究データの取得・作成が他の研究機関等と共同で行われた場合の知的財産権の帰属については、それら研究機関等との取り決めにより定める。研究データの公開にあたっては、リポジトリ等の研究データの公開場所において、

第三者による研究データの利用ルールを明示し、JST が不利益を被ることなく利活用を円滑化するよう努める。

#### 4. 免責

JST は、公開する研究データの利用や公開の打ち切り、廃棄に関して生じる一切の損害についての責任を負わない。

以上